

一橋家御産物木綿預手形について

— 摂津領における —

中川 博勝

1. はじめに

幕末期、畿内・近国の一橋領知において「御産物木綿預手形」の名称で銀札が発行され流通していた。この産物手形については、石川道子氏らによる論考がある。本稿では新史料を提示し、特に手形の引替人や引請印について考察したい。

2. 慶応2年の5分札・1匁札発行

一橋家の産物手形は、まず慶応元年（1865年）に播磨領で発行が始まり、次いで慶応2年（1866年）に摂津・和泉領でも導入された。播磨領では特産品の木綿の専売仕法とあわせて手形が導入されたが、摂津・和泉領では専売制は実施されず、手形のみが発行され、正貨を補う紙幣として流通した。

慶応2年9月、大坂の川口役所は、摂津領での産物手形の導入にあたり、川辺郡加茂村（川西市）の岩田猪兵衛と島下郡郡村（茨木市）の辻田万次郎の豪農2名を手形引替方に、摂津領五組（西・川辺・中・萱野・島下の各組）の11名を弘通取扱方に命じる触書を村々に通達した（註1）。

まず、引替方の岩田と辻田はそれぞれ50貫目、計100貫目の産物手形を「拝借」し、弘通取扱方を通じて摂津領の村々へ高割で手形を割り当て、

村々から納められた正金を引替の準備金とした。

当初は、試用期間として円滑な流通を図るべく、5分札と1匁札の2種類の小額紙幣を発行した。先述した岩田・辻田による「拝借」100貫目のうち、手形の金

種としては、5分札が30貫目（＝6万枚見当）、1匁札が70貫目（＝7万枚見当）の割合であった。

信用を保証するため、5分札と1匁札には引替方の岩田または辻田の小印を手形に押したが、その実例をみておきたい。図1（左が表、右が裏）は京都市在住の古札研究家である井関誠氏が所蔵する5分札である。白色の楮紙で、法量は縦12.5×横3.5cmを測る。表面に「慶応紀元乙丑之歳」とあるのは、播磨領で手形の発行が開始された慶応元年を指している。裏面には上部に円形の朱印が押され、左下端には「摂州郡村辻田万次郎引請」の墨印があり、直下に小印が押されている。引替方2名はどちらの小印が押されているかに関わらず、持ち込まれた札を正貨と交換した。

3. 慶応3年の5匁札・10匁札発行

慶応3年（1867年）8月、さらに高額の5匁札と10匁札の発行が決定され、下記のとおり村々に触れられた。

【史料1】（註2）

御領知御産物御手形弘通御試として伺之上、去秋中加茂村岩田猪兵衛、郡村辻田万治郎江引替方申渡、惣代共ヲ以其村々江配賦申付置候処、追而弘通方手便相立候ニ付、猶又今般御手形郡中江拝借弘通之儀願出、猪兵衛・万治郎之外、此度郡中為弁利、安場村善右衛門、萩原村幸右衛門、原田村源右衛門、同村源助、白嶋村伊三郎、西稻村与右衛門、道祖本村善九郎、同村甚助、都合八人江下引替為相心得度旨申立、願之趣承届候儀ニ付、小前末々至迄向寄下引替所江罷出引替之、弥以御趣意之趣厚相心得、一同無懸念可令通用候

但シ、引替方之儀、右引替八人之外、白子町御用所者勿論、岩田猪兵衛・辻田万治郎ニおゐても是迄之通、聊無差支引替之遣之候条、一同可得其意候

一此度方御手形通用方壹匁ニ付式厘之添歩相下ケ遣し候条、以後取引銀壹匁ニ付九分八厘之通之通用与可相心得候 但シ、金相場并ニ壹匁鞘等之儀者、是迄之通可相心得候



図1 一橋家御産物木綿預手形

一今般相弘候御手形者五匁札・拾匁札ニ有之、尤此度之分ハ岩田猪兵衛・辻田万治郎引請小印者相除キ、此小印当国通用之信ニ押置相渡候条可得其意候

右之通相触候条得其意候、都而取扱惣代共差図を請、去寅九月中相触置候御趣意之条々相守、追々弘方盛大罷来候様一同無懸念可令通用候、此廻状村下令請印、早々順達留り村より可相返もの也

(慶応3) 卯八月十四日

南木屋方ニ而相見仕候扣置候

川口御役所

手形は額面1匁につき「添歩」2厘を引き、9分8厘での通用(正貨に兌換)が定められた。5匁札は52貫目(=1万400枚)、10匁札は50貫目(=5000枚)、計102貫目が発行された。このうち2貫目は「添歩」にあたる。

5匁札と10匁札の導入時、摂津領の8名に「下引替(所)」を命じられた。すなわち、西組の川辺郡安場村(宝塚市)善右衛門、川辺組の川辺郡萩原村(川西市)幸右衛門、中組の豊島郡原田村(豊中市)源右衛門・源助、萱野組の豊島郡白嶋村(箕面市)伊三郎と西稲村(同前)与右衛門、島下組の島下郡道祖本村(茨木市)善九郎・甚助の8名である。各組に下引替所を設けて、正貨引替の利便性向上を図ったのであろう。

「下引替」とは(石川2009)・(松田1994)が述べる「小引替(人・所)」を指すと考えられる。従来、小引替については、その職務内容は明らかにされていたが、任命された時期や人物については史料が確認されておらず不明であった。そのため、石川・松田両氏とも弘通取扱方と小引替を同一と捉えているが、本稿で新たに紹介した【史料1】の記載によって、下引替が慶応3年に任命された役職で、具体的な人名も明らかになった。これにより、弘通取扱方11名と下引替8名とは任命時期が異なり、重複者も2名だけであることが判明したので、弘通取扱方と小引替=下引替は別の役職と理解すべきである。

また、5分札・1匁札と異なり、5匁札・10匁札は発行当初、引替方の岩田と辻田の小印は省かれた。ところが「手形不通用」が生じたため、慶応3年11月、摂津領五組は札に各組の小印を押

すことを役所に願出、12月に押印を行った(註3)。

なお、この摂津領五組の小印が押された手形の実例としては、(石川2009)に西組の押印がある5匁札の写真が掲載されている。

以上、摂津領における産物手形の発行の経過を、手形の信用を保証する豪農や摂津領五組(=郡中)の押印に注目して述べた。従来の研究では、明確に指摘されてこなかったが、摂津領では手形導入時から岩田・辻田の小印と摂津領五組の小印が並存したのではなく、前者は慶応2年発行開始の5分札・1匁札、後者は慶応3年発行開始の5匁札・10匁札に押印されたと考えられる。

4. 白子町御用所

一橋家産物手形仕法の拠点として大坂に白子町御用所が置かれたが、実態は不詳である。倍賀村(茨木市)森脇家の触留によって、慶応3年10月までは南條利太郎が御用所の担当役人を務めたことなど、実態の一端が分かる。

【史料2】(註4)

白子町御用所詰南條利太郎儀、今般出府被仰付、以後御用所御用取扱之儀者、日々川口御役所方御役人出勤、御用所詰之もの立会、是迄之通取扱候間可得其意候

一御産物御手形引替之儀、毎日朝四ツ時方昼八ツ時迄引替可申事

但、毎月朔望、廿八日、并五節句、式日者引替相休候事

右之通相触候条得其意、此廻状早々順達、留村方可相返もの也

(慶応3) 卯十月

川口御役所

十月廿四日畑田よりほづみ村江

5. おわりに 一産物手形の廃止一

幕府の倒壊により、慶応4年(1868年)には一橋家の産物手形は実質的に不通用となっていたが、明治3年(1870年)、正式に産物会所が閉鎖された。同年5月の時点で、畑田村(茨木市)では10名が5匁札を235枚、10匁札を8枚所持していた(註5)。

註

1)「御触書写」(森脇元宏家文書1069、茨木市立文化

財資料館写真版)、「御触書之控帳」(森田嘉雄家文書425、同前)。

なお、この時、弘通取扱方に任じられたのは、西組の川辺郡平井村(宝塚市)庄屋乾忠右衛門と小濱村(同前)名主太十郎、川辺組の川辺郡出在家村(川西市)庄屋与次兵衛と小戸村(同前)庄屋平左衛門、中組の豊島郡南神田村(池田市)庄屋仁兵衛と原田村(豊中市)庄屋源右衛門、萱野組の豊島郡東稲村(箕面市)庄屋永太郎と白嶋村(同前)庄屋伊三郎、島下組の島下郡道祖本村(茨木市)庄屋七三郎と倍賀村(同前)庄屋森脇六之助および中穂積村(同前)庄屋与助の11名である。

- 2) 「御触書写」(註1と同)
- 3) 「御手形弘通方郡中高割帳」(乾武次郎氏文書49-115、宝塚市立中央図書館市史資料室写真版)
- 4) 「御触書写」(註1と同)
- 5) 「一橋御手形引替ニ付取附帳」(森田嘉雄家文書432)

参考文献(五十音順)

- 石川道子 2009 「一橋家の札遣い—御産物木綿預り手形の発行と流通—」『市史研究紀要たからづか』第24号、宝塚市教育委員会 pp. 44、47-48
- たつの市立龍野歴史文化資料館 2005 『お金—貨幣の歴史と兵庫の紙幣—』
- 松田光広 1994 「一橋領発行の御産物木綿預手形について—撰津国平井村乾家文書を中心として—」『市史研究紀要たからづか』第10号 宝塚市教育委員会 pp. 47-48

謝辞

本稿の執筆にあたり、井関誠氏、森脇元宏氏、山内稔氏、乾保男氏、宝塚市立中央図書館のお世話になりました。記して、感謝申し上げます。